

毎週火、金曜日発行（但休日に当たるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 災害救助法施行細則の一部改正
- ◇告示 建設業者の登録まつ消
完全給食施設の承認
基本測量の終了
- 同 の実施
- ニユーカツスル病予防注射等の実施
- 建設業者の登録まつ消
- 保安林の解除予定
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年九月二十一日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取県規則第五十号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和二十三年一月鳥取県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の二条を加える。

第十二条の二 法の適用基準は別表第三による。

第十二条の三 知事は、法を適用した場合は、その市町村別の適用地域を告示するものとする。

別表第二の次に別表第三として次のように加える。

別表第三

災害救助法適用基準

一 災害救助法による救助は、市町村単位にその適用地域を指定して実施するものとし、同一の非常災害による市町村の被害が次の各号の一に該当する場合に行うものとする。

- (1) 全壊全焼流失等により住家の滅失した世帯（以下「被害世帯」という。）が当該市町村の人口に同じそれぞれ次の世帯数以上に達したとき。

市町村の人口 被害世帯数

市町村の人口	被害世帯数
以上	未滿
五、〇〇〇人	三〇世帯
一五、〇〇〇人	四〇〃
一五、〇〇〇〃	五〇〃
三〇、〇〇〇〃	六〇〃
五〇、〇〇〇〃	八〇〃
一〇〇、〇〇〇〃	一〇〇〃
三〇〇、〇〇〇〃	一〇〇〃
市町村の人口	被害世帯数
以上	扶滿
五、〇〇〇人	一五世帯
一五、〇〇〇人	二〇〃
三〇、〇〇〇〃	二五〃

(2) 被害世帯数が(1)の世帯数に達しないが被害が相当広範な地域にわたり、当該地域における被害世帯数が一、〇〇〇世帯以上に達した場合であつて、その市町村の被害世帯数が当該市町村の人口に比しそれぞれ次の世帯数以上に達したとき。

三〇、〇〇〇〃 五〇、〇〇〇〃 三〇〃
 五〇、〇〇〇〃 一〇〇、〇〇〇〃 四〇〃
 一〇〇、〇〇〇〃 三〇〇、〇〇〇〃 五〇〃

(3) 被害世帯数が(1)又は(2)の世帯数に達しないが被害が広範な地域にわたり被害世帯数が五、〇〇〇世帯以上に達した場合であつて市町村の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

二 市町村の被害が一の基準に該当しないが次の各号の一に該当し特に救助を実施する必要があると認めるときは、当該市町村に限り災害救助法による救助を実施することができる。

(1) 被害世帯を含む被害地域が他の衆落から隔離又は孤立している等交通の不便な地域であつて救助を要する状態にあるとき。

(2) 被害世帯が衆落をなしその地域が二市町村以上にまたがっている場合であつて、その合算した被害世帯数が当該市町村平均人口に比し一の(1)に示す世帯数以上に達したとき。

- (3) 当該災害前に一の基準に該当する災害を受けそれに対する救助が未だ完了していないとき。
 - (4) 時間的に同時又は相接近して二以上の災害が発生し、それぞれの被害世帯数が一の(1)に示す世帯数に達しないが合算すればこれ以上に達するとき。
 - (5) その他被害状況が前各号に準ずる場合で救助を要する状態にあるとき。
- 三 住家が半焼半壊又は床上浸水等により被害を受けた場合の被害世帯については一世帯をそれぞれ半焼半壊にあつては全壊流失等の二分の一世帯、床上浸水にあつては三分の一世帯として被害世帯とみなす。

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十九年八月一日から適用する。

告示

鳥取県告示第四百七十五号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第四条第三項の規定による更新登録の申請がなかつたので、同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から、次のように登録をまつ、消した。

昭和二十九年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	登録年月日	名 称
鳥取県知事登録(ろ)第一七八号	昭二七、八、二九	日産興業(株)
〃 第一八〇号	〃	藤田工務店
〃 第一七一号	〃	三興電設(株)
〃 第一九二号	〃	八、一二 栄工務店

所在地	申請者氏名	登録まつ消年月日
鳥取市川外大工町五〇ノ三	中川 信正	昭二九、八、二九
〃 今町二丁目四九	藤田 義道	〃
〃 元魚町二五	上山 貞一	〃
〃 瓦町	井出 泰雄	八、一二

鳥取県告示第四百七十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）並びに船員保険法（昭和十四年法律第七十号）に基く完全給食の実施を次のとおり承認した。

昭和二十九年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

施設名	所在地	名称	承認年月日	承認番号
渡辺病院	鳥取市東町三四七	施設 全部	昭和二十九年八月一日	食 第十九号

鳥取県告示第四百七十七号

次のとおり基本測量をした旨建設省地理調査所長から通知を受けた。

昭和二十九年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 作業地域 東伯郡東伯町、関金町、三朝町。
日野郡阿毘縁村、山上村、多里村

二 作業期間 昭和二十九年七月十二日から九月六日まで

一 作業の種類 四等三角測量

鳥取県告示第四百七十八号

次のとおり基本測量を実施する旨建設省地理調査所長から通知を受けた。

昭和二十九年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 作業地域 倉吉市、東伯郡三朝町、関金町、羽合町、北条町、東郷町、灘手村、赤碕町、由良町、大誠村、上中山村、西伯郡逢坂村、大山村、日野郡江府町、溝口町、八郷村。

二 作業期間 九月七日から十一月三十日まで

三 作業の種類 四等三角測量

鳥取県告示第四百七十九号

次のようにニューカッスル病及び豚コレラ予防注射並びに肝蛭の検査駆除を実施するので、家畜傳染病予防法（

昭和二十六年法律第六十六号）第六條の規定により鶏豚及び牛の所有者に対して予防注射、検査及び駆除を命ずることを命ずる。

昭和二十九年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 実施の目的 ニューカッスル病、豚コレラ及び肝蛭予防のため
- 二 実施区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - 1 ニューカッスル病 鶏
 - 2 豚コレラ 豚 但し生後四〇日以内、分娩前後一箇月以内のものを除く。
 - 3 肝蛭検査 和牛、乳牛 但し分娩前一箇月分娩後十日以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、予防注射の別及びその方法
 - 1 ニューカッスル病予防注射—ニューカッスル予防液 筋肉注射

別表

別表	一 ニューカッスル病及び豚コレラ予防注射	二 豚コレラ予防注射—豚コレラクリスタルバイオレット予防液皮下注射	三 肝蛭検査—渡辺氏式虫卵検査及び小野氏式皮内反応検査	四 肝蛭駆除—ヘキサクロエタン製剤投与
実施期日	自九月二十四日至三十日	同上	同上	同上
実施区域	西伯郡境港町(旧余子村)	同上	同上	同上
実施場所	同上	同上	同上	同上
十六日	米子市(旧夜見村)	米子市(旧夜見村)	米子市(旧夜見村)	米子市(旧夜見村)
十七日	西伯郡境港町(旧境町)	西伯郡境港町(旧境町)	西伯郡境港町(旧境町)	西伯郡境港町(旧境町)
十八日	米子市(旧夜見村)	米子市(旧夜見村)	米子市(旧夜見村)	米子市(旧夜見村)
	西伯郡境港町(旧外江町)	西伯郡境港町(旧外江町)	西伯郡境港町(旧外江町)	西伯郡境港町(旧外江町)

十九日	米子市 (旧夜見村)	米子市 (旧夜見村)	二十九日	米子市 (旧富益村)
"	西伯郡境港町 (旧外江町)	西伯郡境港町 (旧外江町)	"	米子市 (旧富益村)
"	" (旧上道村)	" (旧上道村)	"	米子市 (旧大篠津村)
"	米子市 (旧和田村)	米子市 (旧和田村)	"	米子市 (旧富益村)
二十日	西伯郡境港町 (旧外江町)	西伯郡境港町 (旧外江町)	三十日	米子市 (旧大篠津村)
"	米子市 (旧彦名村)	米子市 (旧彦名村)	"	米子市 (旧大篠津村)
"	" (旧和田村)	" (旧和田村)	"	米子市 (旧大篠津村)
二十一日	" (旧彦名村)	" (旧彦名村)	十一月一日	西伯郡境港町 (旧中浜村)
"	" (旧和田村)	" (旧和田村)	"	米子市 (旧富益村)
"	" (旧彦名村)	" (旧彦名村)	"	米子市 (旧富益村)
二十二日	" (旧彦名村)	" (旧彦名村)	二日	西伯郡境港町 (旧中浜村)
"	" (旧和田村)	" (旧和田村)	"	米子市 (旧富益村)
二十五日	" (旧和田村)	" (旧和田村)	八日	西伯郡境港町 (旧中浜村)
"	" (旧崎津村)	" (旧崎津村)	"	米子市 (旧富益村)
二十六日	" (旧大篠津村)	" (旧大篠津村)	九日	西伯郡境港町 (旧中浜村)
"	" (旧崎津村)	" (旧崎津村)	"	米子市 (旧富益村)
二十七日	" (旧大篠津村)	" (旧大篠津村)		米子市 (旧米子市)
"	" (旧大篠津村)	" (旧大篠津村)		" (旧米子市)

十日	西伯郡境港町 (旧中浜村)	三十日	" (旧社村)
"	米子市 (旧富益村)	十月一日	" (旧社村)
"	" (旧米子市)	二日	" (旧上小鴨村)
十一日	" (旧米子市)	十一日	" (旧高城村)
"	" (旧米子市)	"	" (旧北谷村)
十二日	" (旧米子市)		"

二 肝蛭検査、駆除

実施期日	実施区域	実施場所
九月二十四日	東伯郡関金町 (旧矢送村)	同上
二十五日	" (旧南谷村)	"
二十七日	" (旧山守村)	"
二十八日	倉吉市 (旧倉吉町)	"
二十九日	" (旧小鴨)	"

鳥取県告示第四百八十号

建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和二十九年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	登録年月日	名称	所在地	申請者氏名	登録まつ消年月日
鳥取県知事登録 (乙) 第二三四号	昭二七、一二、二三	千葉組	鳥取市立川町五丁目県管住宅	千葉八重吉	昭二九、九、一〇
" 第一五九号	" 一一、一九	堀谷組	西品治町六三八ノ一	堀谷 直平	"

鳥取県告示第四百八十一号

次の土地について森林法施行令（昭和二十六年政令第三百七十六号）第二条に基き、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の規定により保安林の指定

を解除する予定であるので、同法第三十条の規定により告示する。

昭和二十九年九月二十一日

鳥取県知事 西尾愛治

市郡	町村	所在	大字	一字	場所	番	全面積	解除予定面積	解除の理由	所有者	申請者
東伯	泊	園	浜山	二	三三五	二〇〇〇	二七二二	二〇〇〇	二七二二	指定理由	泊村 泊村長 山本 文平
同	同	同	宇谷	ナハナ	六三九	一、七五〇	五、二〇〇	一、七五〇	五、二〇〇	同	同
同	同	同	羽合	宇野	西又二	一、九六	五、三〇〇	七三三	一、三六〇	同	宇野村 宇野区長 村中 多三
岩美	福部	海士	果の上	八八四	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	同	浜本甚太郎	浜本甚太郎
同	同	同	同	八八五	〇、〇七	〇、〇七	〇、〇七	〇、〇七	同	浜本 政治	浜本 政治
同	同	同	同	八八八	一、二六	一、二六	一、二六	一、二六	同	浜本 菊藏	浜本 菊藏

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四十六号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和二十九年九月二十一日

- 鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎
- 一日時 九月二十一日午前十時三十分
- 一 場所 県教育委員会会議室
- 一 議題 職員の特種勤務手当に関する条例について
- その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町